議案第74号

北本市こども医療費の支給に関する条例の一部改正について

北本市こども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

平成21年8月25日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

北本市こども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第29号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

3 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成4年条例第 28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「満12歳」を「満15歳」に改め、同項中 第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。